

平成28年度

事業概要

名古屋市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所 基本理念

- 1 厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染症の排除に努めます。
- 2 食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における食肉の衛生確保に努めます。
- 3 「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られると畜検査の実施に努めます。
- 4 検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに基づいたと畜検査の実施に努めます。

はじめに

平成 28 年度を振り返りますと、国により大きなふたつの方向性が示された一年でした。

ひとつ目としましては、「HACCP の制度化」です。

平成 28 年 12 月、厚生労働省は「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」を公表し、その中で、と畜場の衛生管理については、コーデックスが示す HACCP の 7 原則を要件とする基準 A を適用すべきと示されました。私たちと畜検査員には、HACCP の制度化を視野においた助言指導をしていくことが求められることとなりました。

これに先立ち名古屋市南部と畜場では、平成 26 年度から、開設者である名古屋市南部市場管理事務所、卸売業者及びと畜業者で構成される HACCP チームを結成し、HACCP 導入に向けて取り組んでいることから、検査所は、チーム会議においてプラン作成にあたっての助言を行い、また、作業従事者への講習会などの支援を通じて関係団体による HACCP 導入を推進してきました。

また、平成 29 年 3 月には、名古屋市食の安全・安心条例に基づく「食品衛生自主管理認定制度」により、南部と畜場が「HACCP の考えを取り入れることにより、優れた衛生管理を行っている施設」として名古屋市から認定を受けるにあたっての申請を関係団体から受けたところであり、着々と HACCP 導入がすすめられています。

二つ目としましては「健康牛の BSE スクリーニング検査の廃止」です。

平成 13 年 10 月から実施してきた BSE スクリーニング検査につきましては、飼料規制、トレーサビリティ、特定危険部位の除去などの対策を関係機関が協力して実施してきたことなどにより、これまでも国が何度かリスク評価を実施し、段階的に BSE 検査の対象とする牛の月齢の引き上げが行われてきました。

平成 28 年 8 月の見直しでは、BSE スクリーニング検査は、と畜場においては 24 か月齢以上で原因が明らかではない神経症状を呈する牛等について実施することとなり、健康牛の BSE スクリーニング検査は、平成 28 年度末をもって全国的に終了することとなりました。BSE 対策は、大きな転換を迎えました。

食肉を取り巻く情勢は、常に動いています。

農場と食卓との橋渡し役として、今後も関係団体との連携を深める中で、「正確な検査の実施」に加えて「とさつ・解体工程の衛生管理に係る助言指導」にも軸足を置くことの重要性は、年々高まっています。

時代の風を感じとりながら科学的な検査や指導助言を行うことで、食肉の安全・安心を確保していきたいと考えております。

ここに平成 28 年度の事業概要をとりまとめましたので、ご高覧ください。

平成 29 年 10 月

名古屋市食肉衛生検査所

所長 村松 智恵子

目 次

基本理念

はじめに

第1章 食肉衛生検査所の概要

1 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 組織・機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 検査所職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 食肉衛生検査所長委任規則・・・・・・・・	4
5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程・・	6
6 公所長以下代決規程・・・・・・・・・・	7
7 職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい)・・	7
8 特殊勤務手当規則(抜すい)・・・・・・・・	8
9 と畜検査手数料等・・・・・・・・・・	8
10 食肉衛生検査所(建物)平面図・・	9
11 検査関係主要備品・・・・・・・・・・	10
12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)・・	11
13 食肉衛生検査所への交通案内図・・	12
14 南部市場全図・・・・・・・・・・	13

第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要	
(1) と畜検査頭数・・・・・・・・・・	15
(2) と畜検査の結果に基づく措置について・・	15
(3) 精密検査・・・・・・・・・・	15
(4) その他・・・・・・・・・・	15
2 と畜検査頭数	
(1) 月別と畜検査頭数・・・・・・・・・・	16
(2) と畜検査頭数の推移(平成24年度～平成28年度)・・	16
(3) 産地別と畜検査頭数・・・・・・・・・・	17
3 と畜検査結果に基づく措置	
(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)・・	18
(2) 全部廃棄・・・・・・・・・・	19
(3) 一部廃棄・・・・・・・・・・	22
(4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)・・	25
4 精密検査件数	
(1) 総数・・・・・・・・・・	26

(2) 牛	27
(3) こ牛	28
(4) 豚	29
5 食肉中の残留動物用医薬品検査結果	30
第3章 衛生監視指導	
1 衛生監視指導	
(1) と畜衛生指導	31
(2) 食品衛生監視指導	31
2 微生物等汚染検査	
(1) と体拭き取り	31
(2) 食肉処理施設等拭き取り検査	32
3 と畜場における HACCP 導入に伴う衛生監視指導等	
(1) HACCP 衛生監視指導	32
(2) HACCP 関連拭き取り検査	32
(3) HACCP 講習会	32
4 食品衛生自主管理認定制度に係る業務実績	33
第4章 保健所搬入検体の検査	
1 食鳥処理場微生物汚染検査	34
2 生食用食肉処理施設微生物汚染検査	34
第5章 講習会・研修・見学等	
1 講習会、見学等実施回数および参加者	35
2 研修	36
3 教育・研究用の検体採取に対する協力	37
4 作業衛生責任者講習会の実施	37
5 食肉・花き市場まつり 2016 への協力	37
第6章 調査研究	
1 研究発表抄録	
(1) 当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について	38
(2) 管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取組み	41
(3) 豚の症状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の 遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	44
2 研究・発表一覧(平成 19 年度～平成 28 年度)	45

第 1 章 食肉衛生検査所の概要

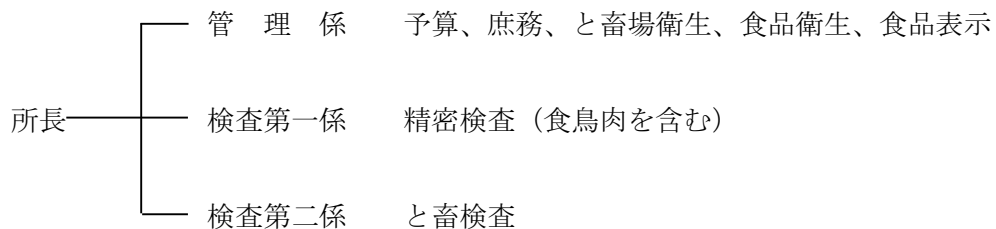
1 沿革

昭和 6 年 9 月	中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場	
昭和 25 年 5 月	屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。	と畜検査員 3 名
昭和 28 年 7 月	組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部（その後民生局）に再編、衛生局の所管となる。	
昭和 28 年 8 月	屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。	
昭和 30 年 10 月	愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。	
	名古屋市と畜場 3 名 小田井と畜場 2 名	計 5 名
昭和 37 年 4 月	公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。	
	検査第一係 4 名 検査第二係 4 名	計 8 名
昭和 40 年 3 月	小田井と畜場改築	
昭和 40 年 6 月	食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。	
	所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名	計 14 名
昭和 41 年 3 月	食肉衛生検査所建物完成	
昭和 45 年 3 月	増設工事完成(微生物室、その他)	
昭和 45 年 4 月	管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。	
	所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名	
	検査第三係(小田井と畜場) 5 名	計 22 名
昭和 46 年 4 月	検査第一係 4 名となる。	計 23 名
昭和 48 年 4 月	検査第三係 7 名となる。	計 25 名
昭和 48 年 6 月	小田井と畜場検査室改築完成	
昭和 49 年 4 月	検査第二係 10 名となる。	計 26 名
昭和 59 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 27 名
昭和 63 年 1 月	増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)	
平成 元年 12 月	庁舎改修工事完成	
平成 3 年 3 月	庁舎改修(倉庫、車庫)	
平成 3 年 4 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始。	
平成 5 年 11 月	庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)	
平成 6 年 4 月	主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1 名	
平成 6 年 6 月	小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)	
平成 7 年 4 月	検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。	
	所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名	
	検査第二係 13 名	計 24 名
平成 8 年 11 月	庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)	
平成 8 年 12 月	と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)	

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転。名古屋 市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係 6 名(うち嘱託 1 名)、 検査第一係 6 名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 28 名

2 組織・機構

市長—副市長—健康福祉局長—健康福祉局副局長—健康部長—食肉衛生検査所長



3 検査所職員配置

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		事務職員	と畜検査員	と畜検査補助員	計
所 長			1		1
管 理 係	係 長	1			6
	主 事	1			
	獣医師		3		
	嘱 託			1	
検査第一係	係 長		1		5
	獣医師		4		
	嘱 託				
検査第二係	係 長		1		16
	獣医師		12		
	嘱 託			3	
計		2	22	4	28

4 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日

規則第 39 号

最終改正平成 28 年規則第 44 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条による報告の請求及び臨検検査又は収去に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (2) 食品衛生法第 30 条第 2 項による監視又は指導に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3) 食品衛生法第 54 条による行政処分に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 2 食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 6 条第 1 項による指示並びに同条第 5 項及び第 8 項による命令に関すること(食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令(平成 27 年政令第 68 号。以下「食品表示委任政令」という。)第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたもの(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに関するものを除く。以下同じ。))に限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 3 食品表示法第 8 条第 1 項による報告の請求、物件の提出、立入検査、質問又は収去に関すること(食品表示委任政令第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたものに限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 4 と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 7 条第 6 項(第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。))による届出の受理に関すること。
- (4) と畜場法第 13 条による届出の受理及び指示に関すること。
- (5) と畜場法第 14 条による検査及びと畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 5 条による許可に関すること。
- (6) と畜場法第 16 条による措置に関すること。
- (7) と畜場法第 17 条による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- (8) と畜場法第 18 条による施設の使用制限又は停止命令に関すること。
- (9) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)第 7 条第 2 項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の

用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

附 則(平成 28 年規則第 44 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日

達第 23 号

最終改正 平成 28 年達第 15 号

第 1 条 名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長その他必要な職員を置く。

第 2 条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第 3 条 検査所に次の組織を置く。

管理係

検査第一係

検査第二係

2 係の分掌事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事及び予算経理に関すること。
- (3) 検査手数料の徴収に関すること。
- (4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視に関すること。
- (5) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関すること。
- (6) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に関すること。
- (7) 他係の主管に属しないこと。

検査第一係

- (1) 肉、内臓等の精密検査に関すること。
- (2) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関すること。
- (3) 人獣共通感染症の調査に関すること。
- (4) 食鳥肉等の収去検査等に関すること。

検査第二係

- (1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。
- (2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。
- (3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。

3 係に係長を置く。

4 係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 所長は、特別の必要があると認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。

第 4 条 所長は、毎月 10 日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年度の事業成績を健康部長に報告しなければならない

附 則(平成 28 年達第 15 号)

この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

6 公所長以下代決規程

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号
最終改正 平成 19 年達第 4 号

別表第 2 健康福祉局の項中
食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関すること。
- 2 と畜場法第 8 条（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）による解任命令に関すること。

附 則

この達は、平成 19 年 2 月 18 日から施行する。

7 職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号
最終改正 平成 23 年達第 27 号

食肉衛生検査所分

局	課又は公所等	職員の範囲	勤 務 時 間 等			
			勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生検査所	全職員	A	午前 8 時から 午後 4 時 30 分まで	45 分	日曜日及び 土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 8 時から 午後 4 時 45 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	

8 特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号

最終改正 平成 23 年規則第 41 号

食肉衛生検査所関係分

勤 務 内 容	勤務内容の細分	手 当	
		金 額	備 考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と 畜 検 査 員 の 業 務	日額 1,000 円	1 日につき 3 時間 50 分以上勤務の職員。3 時間 50 分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額 850 円	

9 と畜検査手数料等

(1) と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円／頭	300 円／頭

(2) と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1 件当たり 300 円

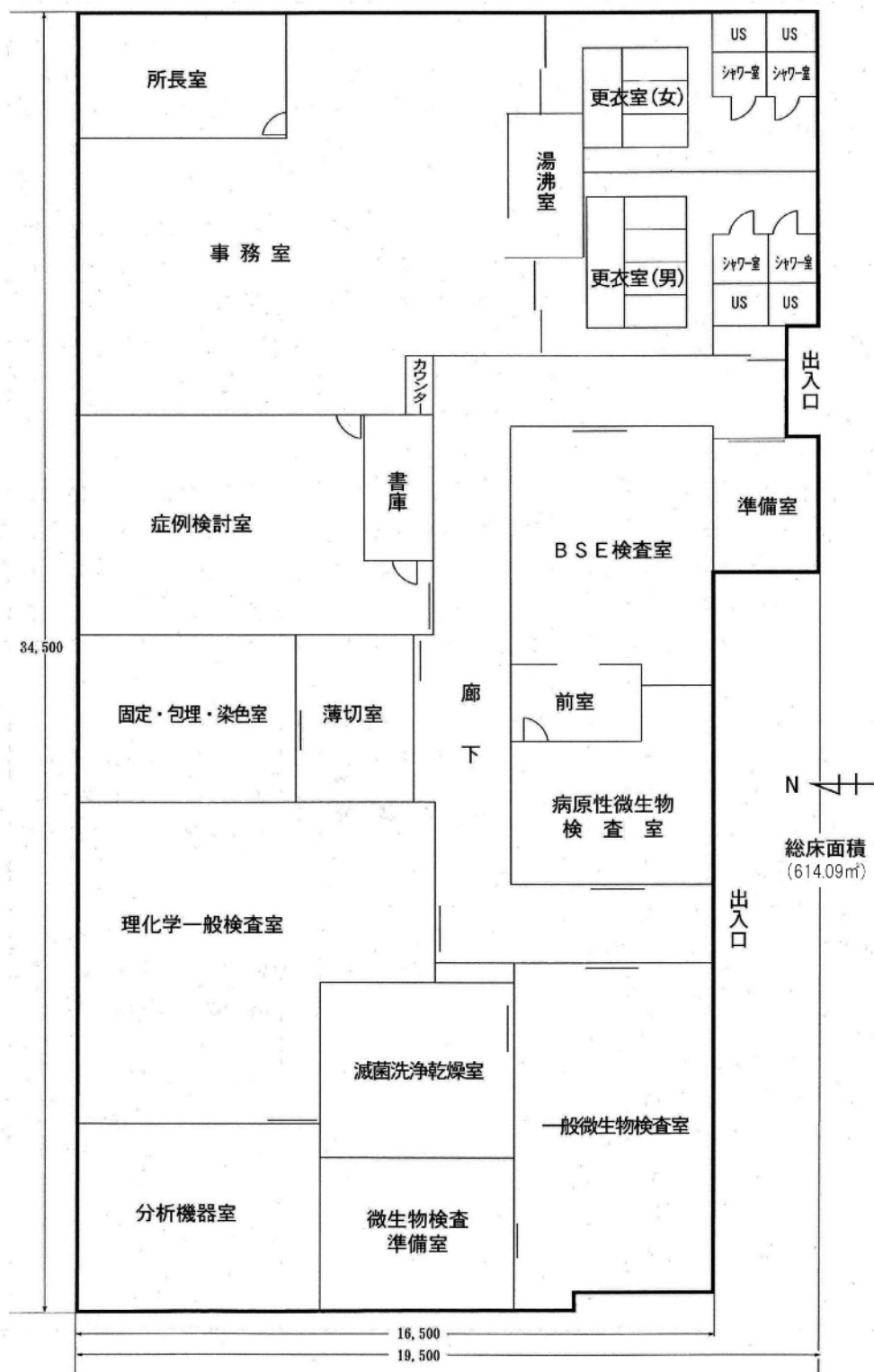
(3) と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区 分	牛	こ牛・豚	豚（大貫）
と畜場使用料（外税）	2,200 円／頭	720 円／頭	720 円／頭

(4) とさつ解体料

区 分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚（大貫）
とさつ解体料（外税）	4,500 円／頭	5,500 円／頭	1,000 円／頭	2,200 円／頭

10 食 肉 衛 生 検 査 所 （ 建 物 ） 平 面 図



11 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	2	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1
メディカルフリーザー	1	解体用電動鋸	2	電子てんびん	3
煮沸消毒器	1	カメラ	2	直示てんびん	1
オートクレーブ	3	恒温槽	1	薬品用冷蔵庫	1
乾熱滅菌器	1	自動固定包埋装置	1	自動血球計数装置	2
ろ過装置	1	ミクロトーム	1	血清分析システム	1
ミキサー(かくはん器)	1	凍結切片作製装置	1	ポケット線量計	1
マイクロチューブミキサー	1	パラフィン伸展器	1	pHメーター	2
ストマッカー	1	パラフィン溶融器	1	遠心機	2
クリーンベンチ	2	スライドケース	2	振とう機	3
コロニーカウンター	2	スライド映写装置	1	純水製造装置	1
実体顕微鏡	1	テレビ受像機	1	超音波洗浄器	5
光学顕微鏡	2	光学顕微鏡	1	ユニスタン	2
蛍光顕微鏡	1	顕微鏡写真撮影装置	1	ホモジナイザー	2
ウォーターバス	2	ビデオカメラ	1	分注器	4
ふらん器	4	顕微鏡ティーチング装置	1	ドラフトチャンバー	3
ガスパック嫌気ジャー	6	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	ユニポンプ	2
低温恒温槽	6	薬品用冷蔵庫	1	高速液体クロマトグラフ	2
PCR法機器一式	2	遠心機	1	(紫外・可視検出器	
ビーズ用マグネット	2	ドラフトチャンバー	1	蛍光検出器	
中心温度計	3			多波長検出器)	
最高最低温度計	1			インテリジェントフローメーター	1
アルミブロック	3			恒温器	1
細胞破碎機	2			溶媒回収装置	2
マイクロプレートウォッシャー	1			かくはん機	4
安全キャビネット	3			線量計	1
遠心機	3			濃縮装置	2
プレートリーダー	2			ドライアスピレーター	1
乾燥器	1				
製氷機	1				
恒温槽	3				

12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)

施 設 概 要			
敷 地 面 積	60, 721 m ²		
延 床 面 積	27, 059 m ²		
本 館 棟	22, 830 m ²		
処 理 棟	4, 229 m ²		
	牛	豚	
係 留 所	係留能力	100 頭	840 頭(+大貫 30 頭)
と 畜 解 体	最大処理数	100 頭／日	1, 000 頭／日
冷 蔵 庫	枝肉冷却室収容頭数	200 頭	1, 000 頭
せ り 室		90 席	36 席
部分肉加工施設	処理能力	150 頭／日	400 頭／日
	設置室数	7 室	1 室
排 水 処 理	と畜解体の排水処理	1, 680 m ³ ／日、3 次方式	
焼 却 処 理	[焼却炉(200kg／時)+排ガス処理]×2 系列		
脱 臭 設 備	本館棟	： (薬液洗浄+活性炭) 方式	処理風量 800 m ³ ／分
	処理棟	： (薬液洗浄+活性炭) 方式	処理風量 185 m ³ ／分
	活性炭方式		処理風量 600 m ³ ／分
洗 車 場	4 台分(10t 車×2 4t 車×2)		
車両消毒設備	2 ヶ所 (生体搬入車両・一般用)		

13 食肉衛生検査所への交通案内図



交通のご案内

●自動車

- ・名古屋高速4号東海線 (名古屋方面から) 船見IC出口降りてすぐ
- ・伊勢湾岸自動車道路 名港潮見ICから約10分
- ・名四国道 竜宮ICから約7分
- ・中部国際空港から 車で約40分 (セントレアライン・知多半島道路経由)

●電車

- ・名古屋鉄道常滑線 大同町駅・柴田駅より徒歩25分

●市バス

- ・船見町バス停より徒歩10分

名古屋市食肉衛生検査所 (名古屋市中心卸売市場南部市場内)

名古屋市港区船見町1番地の39 (〒455-0027)

電話 052-611-4929

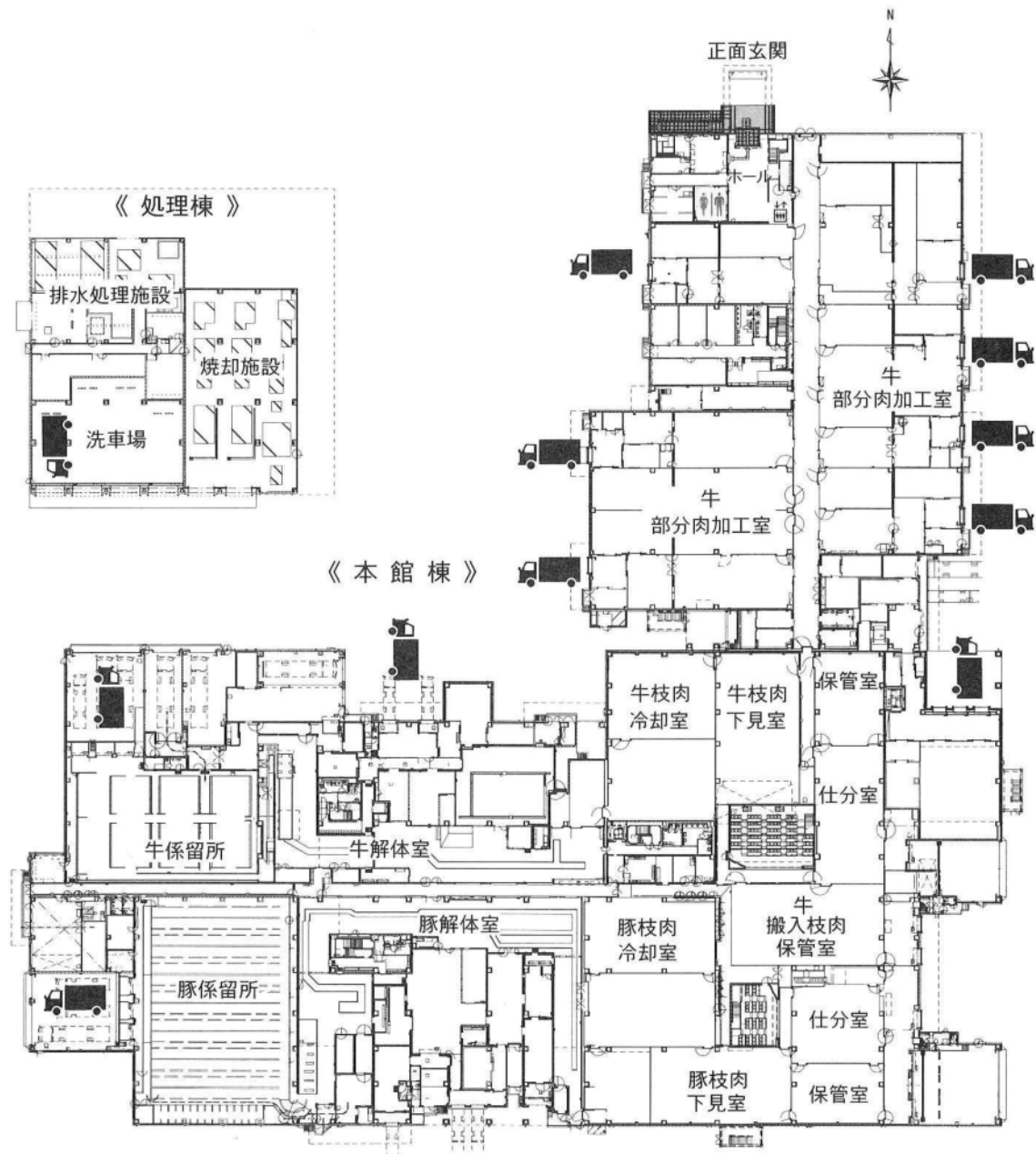
FAX 052-611-7566

E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

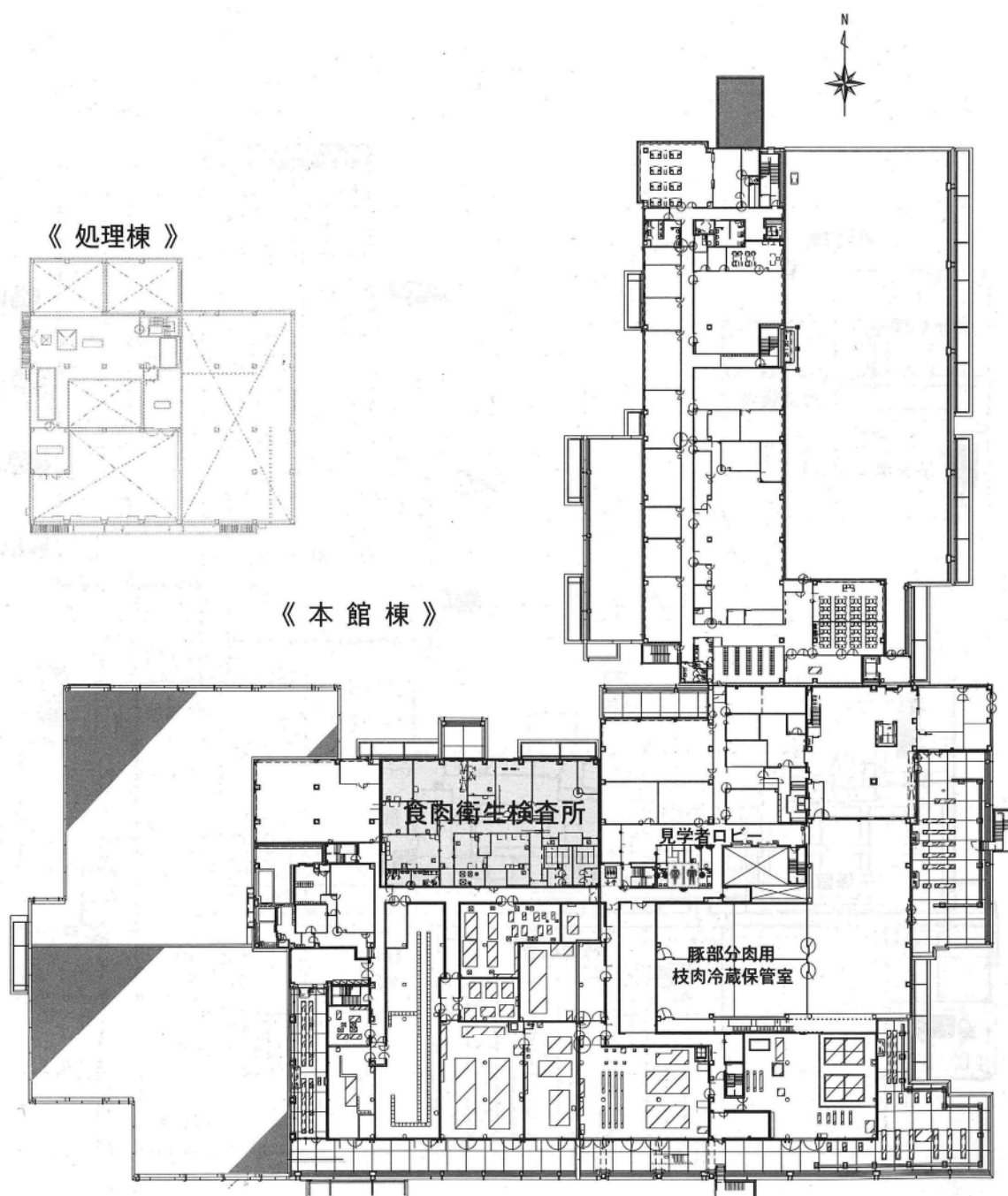
ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

14 南部市場全図（名古屋市南部と畜場） 1 階



南部市場全図（名古屋市南部と畜場）2階



第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、214,545 頭で、前年度に比較して 1,542 頭の増であった。

畜種別内訳は、牛 7,356 頭（前年度より 319 頭の増）、豚 207,182 頭（前年度より 1,217 頭の増）、こ牛は 7 頭（前年度より 6 頭の増）であった。

(2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 解体禁止・・・・・・豚 1 頭（豚丹毒）

イ 全部廃棄・・・・・・158 頭

（全部廃棄の内訳）

牛（16 頭）・・・・水腫 6 頭、尿毒症 3 頭、牛白血病 3 頭、敗血症 2 頭、腫瘍 1 頭、炎症又は炎症産物による汚染 1 頭

豚（142 頭）・・・・敗血症 82 頭、膿毒症 40 頭、水腫 6 頭、腫瘍 4 頭、豚丹毒 3 頭、サルモネラ病 2 頭、変性又は萎縮 2 頭、尿毒症 1 頭、黄疸 1 頭、炎症又は炎症産物による汚染 1 頭

ウ 一部廃棄・・・・・・99,835 頭

総頭数に占める一部廃棄頭数の割合は 46.5%にあたり、「炎症または炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の 82.4%を占めている。

(3) 精密検査

精密検査延頭数は、278 頭（牛 131 頭、こ牛 5 頭、豚 142 頭）であった。

検査項目別延件数は、6,497 件であり、そのうち敗血症のための検査が、63.1%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・黄疸等を中心に実施した。また、4,576 件（牛 318 件、豚 4,258 件）に対し、食肉中の残留動物用医薬品検査を行った。33 頭の牛に対し BSE スクリーニング検査を実施した。対象はすべて 48 ヶ月齢超であった。

(4) その他

ア 調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

教育・研究機関がと畜場で行う、牛の器官の検体採取に対する協力を行った。

また、各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上をはかるため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施するほか、食肉・食品関連のイベントにおいて、リーフレットの配布等を行った。また、保健所等が開催する講習会に講師を派遣した。

エ と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した（牛 1 件、豚足 10 件、牛原皮 1 件、豚原皮 1 件）。また、対マカオ輸出食肉衛生証明書（3 件）及び対ベトナム輸出食肉衛生証明書（4 件）を交付した。

2 と畜検査頭数

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	検査 日数	計	牛			こ牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	248	214,545	6,339	1,017	7,356	7	207,182
4	21	17,195	454	87	541	—	16,654
5	21	17,413	432	89	521	1	16,891
6	21	17,027	483	88	571	—	16,456
7	19	15,997	584	84	668	1	15,328
8	21	16,747	397	104	501	—	16,246
9	21	18,052	601	74	675	—	17,377
10	20	17,840	505	89	594	1	17,245
11	22	19,727	736	103	839	3	18,885
12	22	19,685	730	91	821	—	18,864
1	20	18,447	460	71	531	1	17,915
2	18	16,484	444	68	512	—	15,972
3	22	19,931	513	69	582	—	19,349

(2) と畜検査頭数の推移(平成 24 年度～28 年度)

(単位：頭)

年 度	24	25	26	27	28
牛	10,305	8,258	7,716	7,037	7,356
こ 牛	8	6	15	1	7
豚	215,681	215,646	200,763	205,965	207,182

(3) 産地別と畜検査頭数

(単位：頭)

出荷地	27 年度	28 年度	牛	こ牛	豚
総 計	213,003	214,545	7,356	7	207,182
北海道	2	134	134	－	－
青森	120	214	214	－	－
岩手	13	2	2	－	－
栃木	132	60	60	－	－
群馬	12	－	－	－	－
千葉	12	－	－	－	－
富山	64	62	62	－	－
福井	343	226	－	－	226
長野	426	640	341	－	299
岐阜	47,192	48,232	195	－	48,037
静岡	2,349	2,318	536	1	1,781
愛知	143,334	143,038	4,713	5	138,320
三重	15,880	16,492	29	1	16,462
滋賀	2,079	2,057	－	－	2,057
鳥取	42	－	－	－	－
長崎	12	－	－	－	－
宮崎	641	519	519	－	－
鹿児島	350	551	551	－	－

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

畜種処分 疾病		27年度			28年度			牛			こ牛			豚		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
廃棄実頭数		-	159	98,420	1	158	99,835	-	16	4,573	-	-	7	1	142	95,255
計		-	159	105,422	1	158	107,942	-	16	5,877	-	-	12	1	142	102,053
細菌病	炭 素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豚 丹 毒	-	5	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-
	サルモネラ病	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	結 核 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブルセラ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破 傷 風	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放 線 菌 病	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウイルス・リケッチア病	豚 コ レ ラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	4	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
原虫病	トキソプラズマ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	の う 虫 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジ ス ト マ 病	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿 毒 症	-	49	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	40	-
	敗 血 症	-	68	-	-	84	-	-	2	-	-	-	-	-	82	-
	尿 毒 症	-	7	-	-	4	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-
	黄 疸	-	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	水 腫	-	7	685	-	12	873	-	6	242	-	-	1	-	6	630
	腫 瘍	-	12	13	-	5	11	-	1	2	-	-	-	-	4	9
	中 毒 諸 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	炎症又は炎症産物による汚染	-	2	88,763	-	2	88,981	-	1	3,219	-	-	7	-	1	85,755
	変性又は萎縮	-	-	2,508	-	2	3,254	-	-	808	-	-	-	-	2	2,446
	伝達性海綿状脳症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	13,447	-	-	14,817	-	-	1,600	-	-	4	-	-	13,213

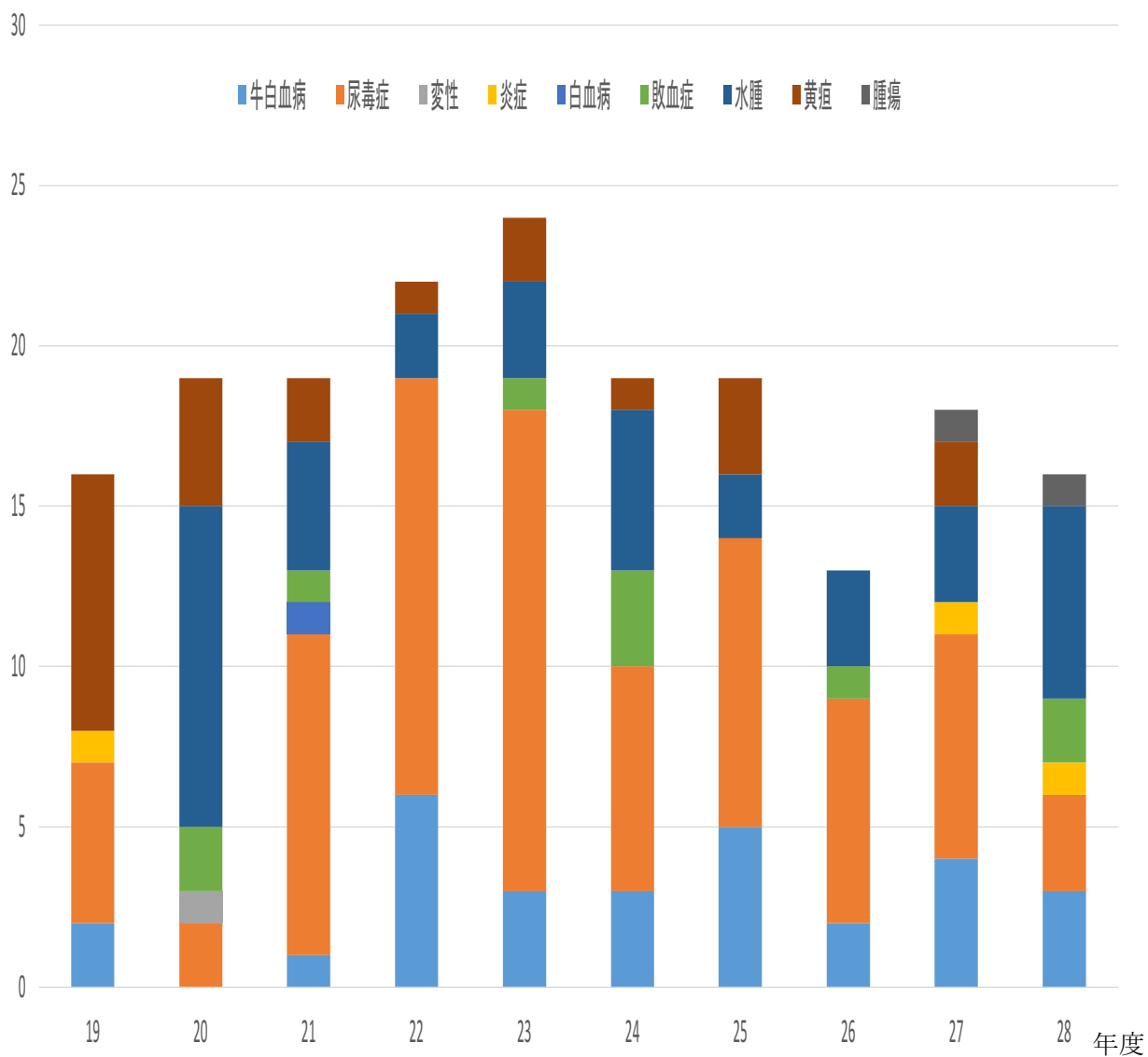
(2) 全部廃棄：全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを廃棄する措置
 ア 全部廃棄理由

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚
敗 血 症	2	—	82
膿 毒 症	—	—	40
水 腫	6	—	6
腫 瘍	1	—	4
尿 毒 症	3	—	1
牛 白 血 病	3	—	—
豚 丹 毒	—	—	3
サ ル モ ネ ラ 病	—	—	2
変 性 又 は 萎 縮	—	—	2
炎症又は炎症産物による汚染	1	—	1
黄 疸	—	—	1
計	16	—	142

イ 全部廃棄頭数の推移＜牛＞

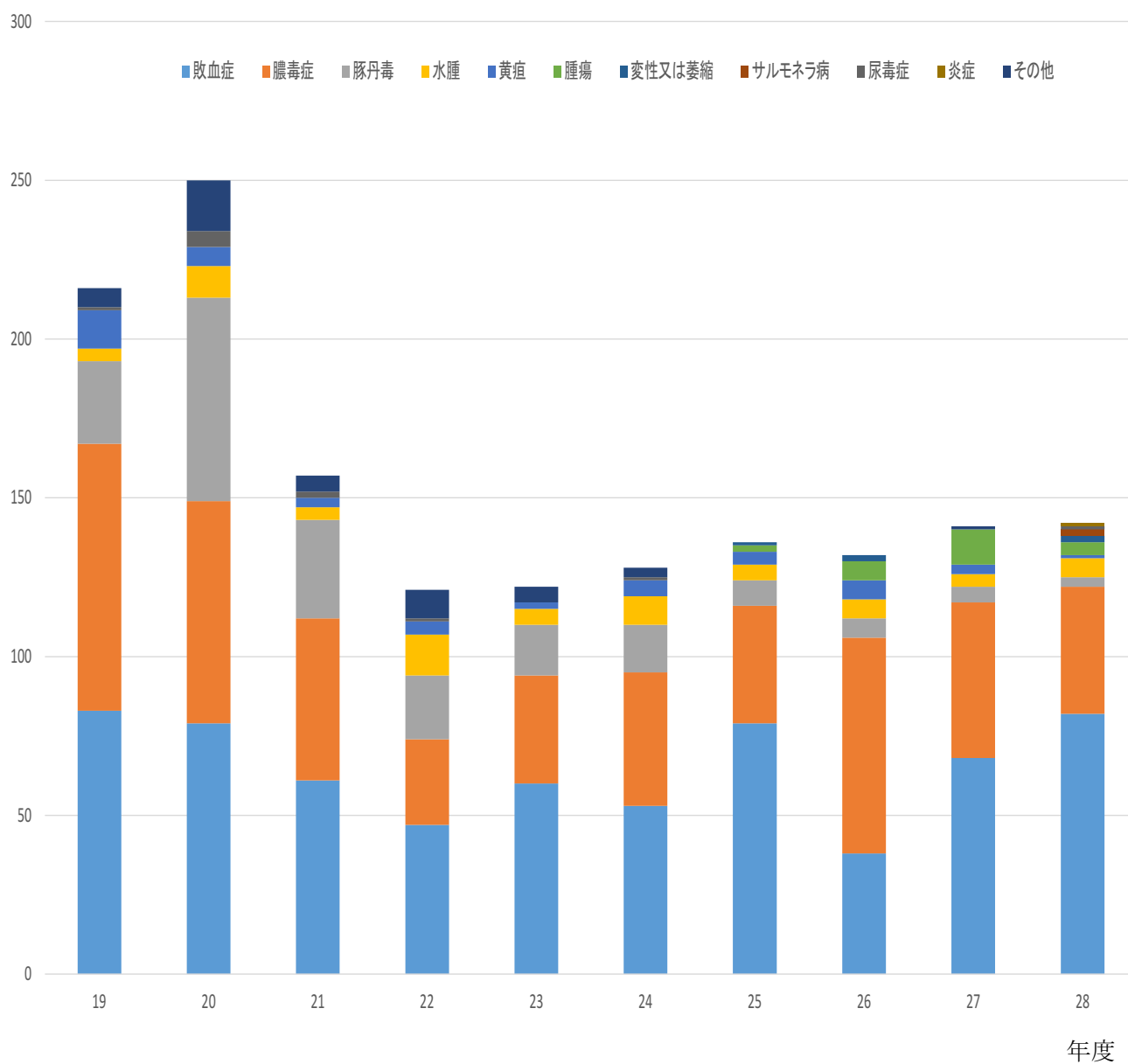
頭



年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検査頭数	13,409	12,664	10,953	10,374	11,372	10,305	8,258	7,716	7,037	7,356
全部廃棄頭数	16	19	19	22	24	19	19	13	18	16
割合 (%)	0.12	0.15	0.17	0.21	0.21	0.18	0.23	0.17	0.26	0.22

ウ 全部廃棄頭数の推移＜豚＞

頭



年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検査頭数	219,968	223,527	231,249	222,081	213,915	215,681	215,646	200,763	205,965	207,182
全部廃棄頭数	216	250	157	121	122	128	136	132	141	142
割合 (%)	0.10	0.11	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07

- (3) 一部廃棄：疾病・異常が全身性ではなく獣畜の一部分に限られる場合、該当する部分を廃棄する措置

ア 一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	合計
検査頭数		7,356	7	207,182	214,545
1	肝包膜炎	13	0	3,370	3,383
2	肝炎	2,267	3	13,690	15,960
3	胆管炎	296	0	0	296
4	肝小葉壊死	88	0	0	88
5	肝蛭症	5	0	0	5
6	脂肪肝	63	0	391	454
7	肝富脈斑	2	0	0	2
8	好酸球性小葉間静脈炎	35	0	0	35
9	肝膿瘍	121	0	64	185
10	肝硬変	2	0	2	4
11	うっ血肝	30	0	130	160
12	肝その他	1	0	1	2
13	褪色肝	8	0	971	979
14	肝出血	3	0	0	3
15	鋸屑肝	175	0	0	175
16	のう胞肝	0	0	3	3
17	胆管結石	7	0	0	7
18	寄生虫性肝炎	0	0	6,395	6,395
19	肝混濁	0	0	12	12
20	巨大肝脾症	0	0	1	1
21	心外膜炎	29	0	7,176	7,205
22	心筋変性	2	0	31	33
23	心筋出血	27	0	36	63
24	心肥大	0	0	169	169
25	心奇形	0	0	1	1
26	心筋膿瘍	0	0	1	1
27	肺炎	216	2	78	296
28	胸膜炎	281	0	8,773	9,054
29	異物吸入肺	29	0	0	29
30	血液吸入肺	98	0	3,027	3,125

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	合計
31	肺その他	1	0	22	23
32	肺膿瘍	15	0	3,627	3,642
33	肺気腫	121	0	20	141
34	豚流行性肺炎(MPS)	0	0	25,564	25,564
35	胸膜肺炎(ヘモ、APP)	0	0	7,365	7,365
36	化膿性肺炎	38	0	532	570
37	胃炎	1	0	0	1
38	小腸炎	109	0	0	109
39	腸炎	9	0	16,135	16,144
40	大腸炎	32	0	0	32
41	胃腸炎	56	6	29	91
42	直腸周囲脂肪壊死	142	0	0	142
43	腸間膜脂肪壊死	102	0	0	102
44	腸間膜リンパ節乾酪壊死	0	0	88	88
45	腸気泡症	0	0	76	76
46	ヘルニア	0	0	1,366	1,366
47	増殖性腸炎	0	0	771	771
48	横隔膜膿瘍[サガリ]	2	0	0	2
49	横隔膜変性[サガリ]	30	0	0	30
50	横隔膜炎[サガリ]	127	0	0	127
51	横隔膜膿瘍	33	0	592	625
52	横隔膜変性	6	0	0	6
53	横隔膜炎	44	1	2,940	2,985
54	腎その他	0	0	7	7
55	腎炎	71	1	850	922
56	腎周囲脂肪壊死	169	0	0	169
57	腎膿瘍	7	0	21	28
58	腎変性	2	0	56	58
59	腎結石	4	0	0	4
60	腎点状出血	0	0	146	146

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	合計
61	腎梗塞	1	0	7	8
62	のう胞腎	3	0	1,778	1,781
63	萎縮腎	0	0	63	63
64	腎芽腫	0	0	1	1
65	腹膜炎	0	0	7,483	7,483
66	頭部膿瘍	1	0	8	9
67	頭部放線菌症	1	0	0	1
68	舌炎	1	0	0	1
69	膀胱炎	4	0	1	5
70	膀胱結石	2	0	0	2
71	子宮蓄膿症	0	0	4	4
72	脾腫	1	0	5	6
73	脾炎	7	0	85	92
74	捻転脾	0	0	43	43
75	リンパ節炎	1	0	0	1
76	筋肉膿瘍	31	0	5,516	5,547
77	筋肉出血	1,336	4	6,605	7,945
78	筋肉変性	164	0	925	1,089
79	筋肉水腫	242	1	630	873
80	関節炎	1	0	875	876
81	骨折	7	0	208	215
82	異所骨形成	0	0	40	40
83	奇形	0	0	2	2
84	腫瘍	1	0	2	3
85	黒色腫(メラノーマ)	0	0	5	5
86	筋炎	0	0	5	5
87	脱臼	1	0	22	23
88	関節奇形	0	0	1	1
89	脊椎膿瘍	0	0	194	194
90	尾咬症	0	0	79	79

(4) 病畜のと畜検査(再掲)

生体検査で疾病・異常が疑われた獣畜等（病畜）は一般のと室ではなく、専用の事故畜と室でとさつ解体及びと畜検査を実施した。

ア 月別検査頭数

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚	計
4 月	12	－	156	168
5 月	5	1	133	139
6 月	9	－	165	174
7 月	7	1	116	124
8 月	9	－	147	156
9 月	3	－	164	167
10 月	5	1	141	147
11 月	13	3	170	186
12 月	5	－	129	134
1 月	5	1	117	123
2 月	7	－	136	143
3 月	6	－	131	137
計	86 (1.17%)	7 (100%)	1,705 (0.82%)	1,798 (0.84%)

注：(%)は、各畜種ごとの全検査頭数に占める割合を示す。

イ 検査結果

(単位：頭)

（単位：頭）

区 分		牛	こ牛	豚	計
病 畜 検 査		86	7	1,705	1,798
と さ つ ・ 解 体 禁 止		—	—	1	1
全 部 廃 棄	と 畜 場 法 に よ る	10	—	51	61
	食 品 衛 生 法 に よ る	—	—	1	1
一 部 廃 棄		73	7	1,224	1,304

4 精密検査件数

(1)総 数

検査項目 病名	延 検査 頭数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
				直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ライ ザ	そ の 他		
総 数	278	106	1,652	313	2,569	1,748	98	8	20	130	138	694	666	17	33		63	6,497
病畜の一般検査	84		84	168			84					588	549					1,389
敗 血 症	111	83	1,159	114	2,274	1,680	1			8	8	7	8					4,100
膿 毒 症																		
豚 丹 毒	(敗血症型)	2	2	23	4	47	26										1	78
	(皮膚型)																	
	(関節炎型)	17	1	138	1	145	24										6	176
トキソプラズマ病																		
腫 瘍	7	2	72	2			1	3	5	72	70	8	9				11	181
牛 白 血 病	3	3	35	4			2	3	10	25	31	21	25				10	131
白 血 病	3	2	30					2	5	25	29							61
黄 疸	2	1	5										3	2			2	7
尿 毒 症	5	4	20	8			4					28	24	15			15	94
水 腫	5	5	5	10			5					35	40					90
炎 症	1	1	1	2			1					7	8					18
変 性																		
伝達性海綿状脳症	33		33												33			33
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症	5	2	47		103	18											18	139
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2)畜種 牛

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数	131	15	224	188	40	66	93	4	11	50	61	659	625	13	33		34	1,877
病畜の一般検査	79		79	158			79					553	512					1,302
敗 血 症	2	2	22	4	40	66	1					7	8					126
膿 毒 症																		
豚丹毒	(敗血症型)																	
	(皮膚型)																	
	(関節炎型)																	
トキソプラズマ病																		
腫 瘍	3	1	31	2			1	1	1	25	30	8	9				11	88
牛 白 血 病	3	3	35	4			2	3	10	25	31	21	25				10	131
白 血 病																		
黄 疸	1		2											1			1	2
尿 毒 症	4	3	16	8			4					28	23	12			12	87
水 腫	5	5	5	10			5					35	40					90
炎 症	1	1	1	2			1					7	8					18
変 性																		
伝達性海綿状脳症	33		33												33			33
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症																		
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3)畜種 二牛

検査項目 病名		延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
					直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数		5		5	10			5					35	37					87
病畜の一般検査		5		5	10			5					35	37					87
敗 血 症																			
膿 毒 症																			
豚丹毒	(敗血症型)																		
	(皮膚型)																		
	(関節炎型)																		
トキソプラズマ病																			
腫 瘍																			
牛 白 血 病																			
白 血 病																			
黄 疸																			
尿 毒 症																			
水 腫																			
炎 症																			
変 性																			
伝達性海綿状脳症																			
萎 縮 性 鼻 炎																			
サルモネラ症																			
そ の 他																			

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)畜種 豚

検査項目 病名		延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
					直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数		142	91	1,423	115	2,529	1,682		4	9	80	77		4	4			29	4,533
病畜の一般検査																			
敗 血 症		109	81	1,137	110	2,234	1,614				8	8							3,974
膿 毒 症																			
豚丹毒	(敗血症型)	2	2	23	4	47	26											1	78
	(皮膚型)																		
	(関節炎型)	17	1	138	1	145	24											6	176
トキソプラズマ病																			
腫 瘍		4	1	41					2	4	47	40							93
牛 白 血 病																			
白 血 病		3	2	30					2	5	25	29							61
黄 疸		1	1	3										3	1			1	5
尿 毒 症		1	1	4										1	3			3	7
水 腫																			
炎 症																			
変 性																			
伝達性海綿状脳症																			
萎 縮 性 鼻 炎																			
サルモネラ症		5	2	47		103	18											18	139
そ の 他																			

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5 食肉中の残留動物用医薬品検査結果

ア 検査頭数及び検査項目数

種 類 項 目		総 数	牛	豚
検 体 数		4,528	300	4,228
項 目 数		7,285	617	6,668
そ の 他	抗 生 物 質 (デ ィ ス ク 法)	4,528	300	4,228
ホ ル モ ン 剤	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	109	12	97
	酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー ル	15	12	3
寄 生 虫 駆 除 剤	5-プロピルスルフォニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	109	12	97
	オ キ シ ベ ン ダ ゾ ー ル	109	12	97
	ク ロ サ ン テ ル	106	12	94
	ジ ク ラ ズ リ ル	109	12	97
	フ ル ベ ン ダ ゾ ー ル	109	12	97
抗 生 物 質	オキシテトラサイクリン	1	-	1
	クロルテトラサイクリン	1	-	1
	テトラサイクリン	1	-	1
	分 別 推 定 法	22	5	17
合 成 抗 菌 剤	エ ト パ ベ ー ト	109	12	97
	オ ル メ ト プ リ ム	109	12	97
	ク ロ ピ ド ー ル	109	12	97
	スルファキノキサリン	109	12	97
	スルファクロルピリダジン	109	12	97
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	109	12	97
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	109	12	97
	スルファジメトキシ	109	12	97
	ス ル フ ァ チ ア ゾ ー ル	109	12	97
	ス ル フ ァ ド キ シ ン	109	12	97
	ス ル フ ァ ピ リ ジ ン	109	12	97
	スルファベンズアミド	109	12	97
	スルファメトキサゾール	109	12	97
	スルファメトキシピリダジン	109	12	97
	ス ル フ ァ メ ラ ジ ン	109	12	97
	スルファモノメトキシ	109	12	97
	ト リ メ ト プ リ ム	109	12	97
	ナ イ カ ル バ ジ ン	104	12	92
殺 菌 剤	チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル	109	12	97

イ 行政処分

(単位：頭)

行 政 処 分	事 故 畜 ・ 保 留 畜			健 康 畜		
	牛	豚	検 出 薬 剤	牛	豚	検 出 薬 剤
と畜場法による廃棄	—	1	スルファメトキサゾール	—	—	—

第3章 衛 生 監 視 指 導

1 衛生監視指導

とさつ解体工程の他、枝肉の冷蔵庫保管・入出庫時の取扱い、輸送時の取扱い等の衛生監視を行った。

また、気温の高い夏期や、と畜頭数の増大する年末には、南部市場内に併設された食肉処理・販売業者等に食肉や施設の衛生保持を喚起するため衛生監視を強化し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理を指導した。

(1) と畜衛生指導

と畜場の施設・設備、清掃状況、汚物・排水・廃棄物等の適正処理について監視するとともに、とさつ解体作業における HACCP システムの考え方に沿った衛生管理について指導助言した。また、微生物汚染検査を定期的実施し、改善の必要な事項について市場管理者や作業管理者に通知・指導した。

(2) 食品衛生監視指導

ア 許可を要する食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食 肉 処 理 業	9 施設	1,233 件
食 肉 販 売 業	4	25
食品の冷凍又は冷蔵業	1	6

イ 許可を要しない食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食 品 販 売 業	7 施設	7 件

2 微生物等汚染検査

牛 75 頭、豚 75 頭について枝肉の拭き取り検査を実施し、一般細菌数・0157・026・0111・サルモネラ等について微生物汚染状況を調査した。

(1) と畜拭き取り

ア 微生物検査

区 分	頭数	検体数	項目数合計	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	0157	026	0111	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター
総 数	150	300	1,575	300	300	300	75	75	75	150	150	150
牛枝肉拭き取り	75	150	900	150	150	150	75	75	75	75	75	75
豚枝肉拭き取り	75	150	675	150	150	150	－	－	－	75	75	75

イ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査

検 体	頭数	検体数
牛枝肉	40	80

(2) 食肉処理施設等拭き取り検査

検 体	検体数	項目数 合計	一般 細菌数	大腸菌 数	大腸菌 群数	サルモ ネラ	カンピ ロバク ター	黄色ブ ドウ球 菌	0157	026	0111
食肉処理 施設等	73	420	73	73	73	－	－	9	64	64	64

3 と畜場における HACCP 導入に伴う衛生監視指導等

HACCP を用いた衛生管理の導入に対し必要な助言や講習会、リーフレット配布、牛枝肉等の拭き取り検査等を行い、HACCP 導入推進を促した。

(1) HACCP 衛生監視指導

監視期間	対象業種	工程管理に基づく施設の分類及び施設数					
		HACCP 導 入型基準 による衛 生管理	HACCP 導 入型基準 による衛 生管理 (一部)	HACCP の 導入に取 組んでいる 施設	左記以外 の従来型 基準によ る衛生管 理	いずれの 基準も満 たさない	計
7 月	食肉処理業	3	－	－	5	－	8
	と 畜 場	－	－	1	－	－	1
11 月	食肉処理業	3	－	－	5	－	8
	と 畜 場	－	－	1	－	－	1

(2) HACCP 関連拭き取り検査

区 分	検 体 数	項 目 数	検 査 件 数		
			一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数
総 数	388	1,164	388	388	388
牛 枝 肉	359	1,077	359	359	359
器 具 等	29	87	29	29	29

(3) HACCP 講習会

開 催 日	出 席 者 数	テ ー マ
7 月 12 日	17 名	HACCP 関連(CCP)

4 食品衛生自主管理認定制度に係る業務実績

中央卸売市場南部市場内の施設を対象に、名古屋市食の安全・安心条例第 19 条に基づく食品衛生自主管理認定の推進を目的として事前指導等を行った。

業 種 (中央卸売市場 南部市場内施設)	施 設 数	延 指 導 件 数								指 導 票 交 付 数	備考(指導内容)
		相 談			立 入						
		事 前 指 導 ・ 相 談	認 定 後 指 導 ・ 相 談	計	立 入 事 前 指 導	実 地 審 査	履 行 状 況 確 認	認 定 変 更 確 認	計		
市 場 卸 売 業	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	認定推進
と 畜 解 体 業	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	認定推進
食 肉 処 理 業	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	認定推進
計	5	7	-	7	-	-	-	-	-	-	

第4章 保健所搬入検体の検査

1 食鳥処理場微生物汚染検査

市内食鳥処理場はすべて年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき管轄する保健所の食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の収去を実施している。食肉衛生検査所は、保健所が指導を目的として任意に採取した検体の微生物汚染検査を行っている。

検査件数

区 分	検体数	項目数	項 目 数 内 訳				
			一般細菌数	大 腸 菌 群 数	サルモネラ	黄色ブドウ 球 菌	カンピロ バクター
総 数	64	272	64	64	64	16	64
湯 漬 水	14	56	14	14	14	－	14
冷 却 水	1	5	1	1	1	1	1
拭き取り	37	154	37	37	37	6	37
さ さ み	12	57	12	12	12	9	12

2 生食用食肉処理施設微生物汚染検査

市内には牛の生食用食肉処理施設（調理施設 3 ヶ所、加工施設 2 ヶ所）がある。「食品、添加物等の規格基準」に基づき保健所が監視指導のため検体の収去及び施設の拭き取りを実施しており、食肉衛生検査所はこれらの検体の微生物汚染検査を行っている。

検査件数

区 分	検 体 数	項 目 数 合 計	一 般 細 菌 数	大 腸 菌数	大 腸 菌 群 数	サル モ ネ ラ	カンピ ロ バク ター	腸内 細菌 科菌 群数	病原性大腸菌		
									O157	O26	O111
総 数	6	54	6	6	6	6	6	6	6	6	6
拭 き 取 り	5	45	5	5	5	5	5	5	5	5	5
原 料 肉 等	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第5章 講習会・研修・見学等

1 講習会、見学等実施回数および参加者

参 加 者 数			うち他府県市からの参加者	
区 分	実施回数	参加者	実施回数	参加者
計	17 回	231 人	6 回	48 人
4 月	1	1	—	—
5 月	—	—	—	—
6 月	2	34	1	31
7 月	—	—	—	—
8 月	5	98	—	—
9 月	1	16	—	—
10 月	—	—	—	—
11 月	2	32	1	2
12 月	1	4	1	4
1 月	3	40	2	9
2 月	—	—	—	—
3 月	2	6	1	2

2 研修

月 日	内 容	受講者 ○発表者
4 月 13 日	全国食肉衛生検査所協議会東海北陸ブロック第 1 回 所長会議	中西
5 月 19～20 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 72 回病理研修 会	佐橋
6 月 6 日～7 月 1 日	国立保健医療科学院食肉衛生検査研修	日比野
7 月 20～21 日	平成 28 年度全国食肉衛生検査所長会議及び第 52 回全 国食肉衛生検査所協議会全国大会	中西
8 月 1 日	第 26 回豊橋市食肉衛生検査所情報交換会	山岸・橋本
8 月 28 日	獣医学術中部地区学会日本獣医公衆衛生学会	○市川
10 月 6～7 日	平成 28 年度全国食肉衛生検査所協議会理化学部会全 国幹事会並びに第 34 回全国食肉衛生検査所協議会理 化学部会総会及び研修会	○井上
10 月 17 日	南部と畜場排水汚泥・し渣処理委託施設の視察	丹羽・橋本
10 月 19～20 日	全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック研修会	中西・○丹羽
11 月 9 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会第 36 回総会・ 研修会	鬼頭
12 月 2 日	第 3 回 FDSC 食品衛生精度管理セミナー	大島
1 月 23～24 日	平成 28 年度食肉衛生技術研修会及び食肉衛生発表会	丹羽
3 月 6～7 日	群馬県食肉卸売市場視察	橋本

3 教育・研究用の検体採取に対する協力

医学研究や学校教育等には、一般には流通しない新鮮な牛豚の臓器等が必要とされる場合がある。これらの状況に対応するため、関係者と調整を図り、検体採取への協力を行った。

協 力 先	畜 種 別 臓 器 ・ 部 位		件 数
	牛	豚	
愛 知 県 農 業 総 合 試 験 場	卵巣	—	11
愛 知 学 院 大 学 歯 学 部	歯	—	2
計			13

4 作業衛生責任者講習会の実施

と畜業者の4名から受講申込みがあり、計12科目24時間の講習を6日間（7月26日、8月2日、8月9日、8月23日、8月30日、9月6日）にわたり実施した。

5 食肉・花き市場まつり 2016 への協力

愛知名港花き地方卸売市場で10月23日に開催されたイベントに2名を派遣し、パンフレット配布等食肉に関する普及啓発等を行った。

第6章 調 査 研 究

1 研究発表抄録

(1) 当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について

(第34回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会発表演題)

名古屋市食肉衛生検査所 ○井上裕介 松本文美 曾田友和

東 弓夫*1 島崎亜紀*2 大島正昭

中西俊明

*1 食品衛生検査所 *2 動物愛護センター

はじめに

当所では、動物用医薬品の残留した畜産食品の流通を防止するために、毎年度、厚生労働省通知の「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」に基づき、動物用医薬品のモニタリング検査を実施している。モニタリング検査で簡易検査陽性時は、飼料添加物を原因とする抗菌性物質残留の可能性を考慮し、追加で同一ロット群全頭の検査を実施している。今回、平成27年度のモニタリング検査において、腎臓陽性事例が4件あったので、これらを例に当所におけるモニタリング検査実施状況について報告する。

材料及び方法

【モニタリング検査】

1 対象食品

主に愛知県で生産された牛及び豚を対象とした。明らかに健康畜とはいえないもの、休薬期間を終えたばかりといった、医薬品の投与歴が通常のものとは異なるものは、モニタリング検査対象から除外する。

2 検体採取方法

筋肉、腎臓、肝臓を各々100g程度採取し、これらをそれぞれ1検体とした。

3 試験方法

平成6年7月1日付け衛乳第107号中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改定)」(以下「簡易検査法」)および「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改定)」(以下「分別推定法」)に基づいて試験を実施した。簡易検査は、筋肉については直接法、腎臓・肝臓についてはディスク法により実施した。簡易検査結果が陽性と判定された検体については、分別推定法により試験を実施した。また、分別推定法の結果や生産者からの聞き取り内容を参考に、平成17年1月24日付け食安発第124001号中の「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」に基づいて、陽性物質を同定・定量した。

＜モニタリング検査陽性時の追加検査＞

抗菌性物質が同一ロット群にも残留していることが予想されるため、同一ロット群全頭に対して、陽性と判定された検体部位について簡易検査法を実施した。(例：腎臓のみ陽性の場合、同一ロ

ット群すべての腎臓、腎臓と筋肉陽性の場合、同一ロット群すべての腎臓と筋肉に対して試験を実施)。試験結果が陽性と判定された場合は、分別推定法により試験を実施した。また分別推定法の結果やモニタリング陽性検体の検査結果を参考に同定及び定量試験を実施した。

＜陽性時の食品等に対する措置＞

モニタリング検査又は同一ロット群に対して実施した簡易検査法で陽性となった場合、出荷者、生産者の了解を得て、検査結果が出るまで当該の陽性検体部位（筋肉、腎臓又は肝臓）の出荷の自粛を要請した。

簡易検査法で陽性判定が確認された場合、生産者に聞き取り調査を行った。また、出荷者及び家畜保健衛生所へ連絡を行い、検査陽性となった原因究明と生産者への飼養管理に対する指導を依頼した。

成績

【検査結果】

1 平成27年10月6日のモニタリング検査陽性2事例

10月6日にと畜した生産者A及び生産者Bの豚各1頭ずつモニタリング検査を実施した。10月7日、簡易検査法の結果、生産者Aは、BS、ML、BM培地で腎臓陽性となった。また、生産者Bは、BM培地で腎臓陽性となった。この結果を受けて、分別推定法を実施するとともに、6日と畜の両生産者の同一ロット群全頭の腎臓に対して、簡易検査法を実施した。10月8日、分別推定法の結果から、両生産者ともにテトラサイクリン系薬剤が推定される結果が得られ、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」に基づいて、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン試験法（以下、テトラサイクリン系個別試験法）を実施した。生産者Aについては、畜主が、バイトリル（エンロフロキサシン）の使用を認めたため同時にニューキノロン系試験法を実施した。同一ロット群に対して実施した簡易検査法は、全て陰性であった。10月9日、テトラサイクリン系個別試験法とニューキノロン系試験法の結果から生産者Aの豚腎臓から、クロルテトラサイクリンが検出された。また、エンロフロキサシン+シプロフロキサシンを疑うピークが検出された。生産者Bの豚腎臓から、クロルテトラサイクリンとドキシサイクリンを疑うピークが検出された。

2 平成27年11月17日のモニタリング検査陽性事例

11月17日にと畜した生産者A（10月6日と同じ生産者）の豚から1頭モニタリング検査を実施した。11月18日、簡易検査法の結果、BM培地で腎臓陽性となった。この結果と10月6日の事例結果を受けて、分別推定法とテトラサイクリン系個別試験法を実施した。また、17日と畜の生産者Aの同一ロット群全頭の腎臓に対して、簡易検査法を実施した。11月19日、分別推定法の結果、テトラサイクリン系が推定され、テトラサイクリン系個別試験法の結果から、クロルテトラサイクリンが検出された。また、同一ロット群に対して実施した簡易検査法の結果、4頭がBM培地で腎臓陽性となった。この結果を受けて、分別推定法と併せてテトラサイクリン系個別試験法を実施した。11月20日、分別推定法の結果から、いずれもテトラサイクリン系抗生物質が推定され、テトラサイクリン

系個別試験法の結果から、いずれもクロルテトラサイクリンが検出された。

3 12月9日のモニタリング検査陽性事例

12月9日にと畜した生産者Cの豚から1頭モニタリング検査を実施した。12月10日、簡易検査法の結果、BS、BM培地で腎臓陽性となった。この結果を受けて、分別推定法を実施した。また、生産者の聞き取り調査から、クロルテトラサイクリンを含む飼料を給餌していたことが分かり、テトラサイクリン系個別試験を実施した。また、9日にと畜の生産者Cの同一ロット群全頭の腎臓に対して、簡易検査法を実施した。12月11日、分別推定法の結果から、テトラサイクリン系抗生物質が推定され、テトラサイクリン系個別試験法の結果から、クロルテトラサイクリンを疑うピークが検出された。なお、同一ロット群に対して実施した簡易検査法は、全て陰性であった。

【聞き取り調査結果】

1 平成27年10月6日のモニタリング検査陽性2事例(生産者A、生産者B)

生産者Aは飼料添加物として子豚にクロルテトラサイクリンを使用しており、また、バイトリル(エンロフロキサシン)を農場で常用しているとのことであった。生産者Bは、子豚用の飼料添加物としてクロルテトラサイクリンとチアムリンを11週目から4ヶ月齢まで使用しており、ドキシサイクリンについては、具合の悪い豚について個別に注射で対応しているとのことであった。なお、特に成育の良い肉豚については、使用禁止期間を考慮に入れず早めに出荷してしまうことがあったとのことであった。

2 平成27年度11月17日のモニタリング検査陽性事例(生産者A)

聞き取り調査内容は、10月6日の事例時と同様であった。

3 12月9日のモニタリング検査陽性事例(生産者C)

11月末に飼料を切らしたため、育成用の飼料を給餌したとの稟告を得た。30日以降は通常の飼料に戻したのこと。育成用の飼料には、アイブロシン(酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシン)およびクロルテトラサイクリンが含まれるとのことであった。

考察

27年度初め、当所で飼料添加物を原因とする抗菌性物質残留事例が起きた。これを受けて、モニタリング検査において、簡易検査法で陽性判定となった個体の同一ロット群全頭に対しても簡易検査法を実施することとなった。この結果、11月17日の生産者Aの陽性事例においては、同一ロット群の4頭の腎臓からクロルテトラサイクリンが検出された。この生産者Aは、10月6日の腎臓陽性発生時に、取引先である出荷者と家畜衛生保健所から強く飼養管理指導を受けていたにもかかわらず、再度モニタリング検査で腎臓陽性となった。このことから、過去のモニタリング検査結果を考慮して、モニタリング計画を立てる必要があると再確認した。また、今回の4事例の聞き取り調査から、A、B、Cすべての生産者の豚が、飼料添加物が原因でモニタリング検査陽性となったことが分かった。4事例とも腎臓から検出された抗菌性物質は、基準値以下であったことから違反事例とならなかったが、モニタリング検査に追隨した形で、今後も同一ロット群に対しての検査を継続していきたい。

(2) 管内と畜場における牛解体ラインのHACCP導入への取組み

(全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック研修会発表演題)

名古屋市食肉衛生検査所

○丹羽 毅 高橋玉紀¹⁾ 市川 隆 岩 賢²⁾ 中西俊明

¹⁾ 健康福祉局食品衛生課 ²⁾ 市民経済局中央卸売市場南部市場管理課

「はじめに」

平成 26 年 4 月のと畜場法施行規則一部改正により、と畜業者等の講ずべき衛生措置について、従来型基準に加え HACCP 導入型基準が設定された。これに伴い、管内と畜場では、牛解体ラインへの HACCP 導入型基準の採択が決定された。今回、HACCP の導入に向け、当所が行った取組みの経緯・経過を報告するとともに、HACCP 導入に向けた取組みの効果について検証試験を行ったので報告する。

・ HACCP 導入の経緯と経過

平成 27 年 3 月、と畜場設置者（名古屋市）、卸売業者、と畜業者及び食肉衛生検査所（以下食検）の代表者で構成される安全安心会議で、牛解体ラインの HACCP 導入型基準の採択が決定された。HACCP チームは前者 3 団体の混成であり、食検はアドバイザーとして位置付けられた。チーム員は将来を見据え、若い世代を中心に構成された。

平成 27 年 5 月、第 1 回の HACCP チーム会議が開催され、平成 27 年度中（計 10 回）に、HACCP 手順 6（危害要因の分析）まで進行した。危害要因の分析に伴い、これまでの作業手順への問題提起がなされ、一般的衛生管理プログラムの見直しが行われた。

・ HACCP チーム会議の課題と取組み

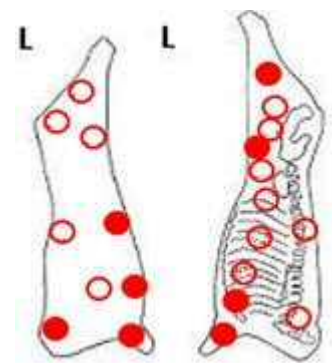
HACCP チーム設立当初は、他組織への配慮、HACCP の知識不足等から活発な意見がみられない形式的なチーム会議となっていた。そこで、会議を活発にするため、① HACCP 講習会の開催、②他と畜場への合同見学、③食検での相談受付等を実施した。これらの取組みの結果、チーム構成員に自発的な発言や活動がみられるようになり、PDCA が実践され始め、解体中における洗浄水の取扱い・剥皮方法の変更・残毛対策・作業員の衛生管理の再徹底等の一般的衛生管理プログラムの自発的な見直しに至った。

「材料及び方法」

一般的衛生管理プログラム見直し効果の検証

一般的衛生管理プログラム（牛解体作業手順）見直しの効果を検証するため、見直し前後で拭き取り検査を実施し、牛枝肉の細菌汚染状況を比較した。

・**検査方法**：牛の解体作業手順で特に汚染されやすい部位を特定するため、作業手順の見直し前（平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月）に、牛枝肉の 21 箇所（牛 20 頭、総検体数 165 検体）について拭き取り検査を行い、一般生菌数の多かった 8 箇所を高度汚染部位と設定した（図 1）。高度汚染部位については、作業手順の見直し後（平成 28 年 4 月～8 月）に再度検査を実施（牛 36 頭、総検体数 120 検体）し、相乗平均値を算出して作業手順見直し前後で比較した。なお、拭き取り検査は、予冷室において、枝肉表面 10 cm×10 cm の範囲を滅菌タンポンを用いて拭き取り、食品衛生検査指針に従い一般生菌数を算定した。



丸印は拭取り箇所

●は高度汚染部位

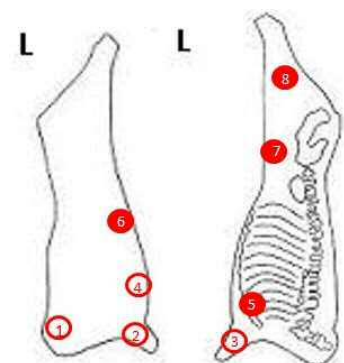
図 1 拭取り箇所

「成績」

高度汚染部位 8 箇所中、頸（外側）・腕（外側）・腕（内側）・胸部（外側）の 4 箇所細菌数の有意な減少が認められた。高度汚染部位 8 箇所の剥皮方法見直し前後における一般生菌数の平均（最小値～最大値）は、対数で表 1 のとおり。

表 1 手順見直し前後の拭取り検査結果

拭き取り箇所	見直し前	見直し後
1. 頸（外側）	2.08 (1.20～2.81)	1.17 (-0.16～3.04)
2. 腕（外側）	2.39 (1.34～3.45)	1.54 (0.69～3.15)
3. 腕（内側）	2.95 (1.94～3.67)	1.48 (-0.05～2.62)
4. 胸部（外側）	2.09 (0.36～3.51)	1.55 (-0.16～2.91)
5. 胸部（内側）	1.57 (0.99～1.98)	1.45 (0.83～2.84)
6. 腹（外側）	2.10 (1.23～2.90)	1.90 (1.23～2.88)
7. そけい部	1.82 (1.36～2.18)	1.74 (0.65～2.90)
8. 下腿部（内側）	1.75 (1.20～2.30)	1.67 (1.04～2.95)



丸印は高度汚染部位で有意な減少を認めた。

図 2 見直し比較部位

「考察」

高度汚染部位 8 箇所中、4 箇所細菌数の有意な減少が認められた。この 4 箇所は、いずれも懸吊された枝肉の下端部であった。これは、以下 2 点の理由によるものと推察される。

・と体・枝肉洗浄手順の変更

従来、解体ラインの各工程でと体・枝肉（以下、と体等）を水洗していたが、解体ラインのシャックリングから最終工程まで洗浄水を使用しないこととした。と体等の懸吊状態でと体等の上部（肛門周囲・後肢等）が汚染されていた場合、汚染部位のトリミング前にと体等を水洗すると、下端部まで汚染が拡散する可能性が高い。今回の手順変更により、洗浄水によると体等の汚染拡散が防止された。

・剥皮方法の変更

従来、ダンプラーによる剥皮工程の前処理として、腕廻りをナイフ・デハイダーで剥皮していたが、変更後は前処理を行わず、直接ダンプラーで剥皮することとした。これにより、作業従事者の手指・ナイフ、剥皮時の外皮等がと体等に接触することによる汚染機会が減少した。

解体作業は、作業安全・効率、品質保持等の観点から長い年月をかけ、各と畜場で培われてきたルーティンワークである。従って、と畜検査員が、衛生面のみを考慮した手順変更を指導したところで、一過性に終わることが多く、実際の運用面も含め、作業従事者自らが企画し、改善することが望ましい。今回、HACCPチーム会議において、チーム員自らが危害要因を分析し、関係者や他と畜場職員との意見交換等を経て、手順改正がなされた。衛生向上のための自発的な作業手順変更は、衛生意識向上の顕著な例でありHACCP導入への取組みの大きな効果と言える。

一般的衛生管理プログラム等決定事項の文書化や管理、HACCPチーム員によると畜場全体への衛生教育等、課題も残しているが、これらにおいても動き始めたPDCAの意識を継続させ、衛生的によりよい製品を生み出すために、各団体と協力していきたい。

(3) 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 *Streptococcus suis* の

遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析

(平成 28 年度獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会研究発表演題)

名古屋市食肉衛生検査所 市川 隆

【はじめに】

Streptococcus suis(*S.suis*)は豚や人に髄膜炎や敗血症を引き起こすが、その病原性は株によって異なり強毒株からほとんど無害な株まで様々な株が存在する。そのような *S.suis* 株の中から疾病リスクの高い株を見つけその分布状況を把握することは、公衆衛生・家畜衛生上重要である。最近、血清型だけではなく MLST による型別やいくつかの病原性関連遺伝子をマーカーとして識別する試みが行われるようになった。そこで今回豚におけるこれらの株の浸潤状況を把握するため、豚の疣状心内膜炎(疣)から検出された *S.suis* 株についてこれらの解析を行うとともに、扁桃に保菌されている株についても検討した。

【材料及び方法】

疣由来株は 2003～07 年度及び 2014～15 年度に疣病巣部から分離された 29 農家由来 86 株を、扁桃由来株は 2014 年度に非疣豚 157 頭を検査し 27 農家由来 79 頭から分離された 79 株を供試した。血清型別は *cps* により 33 血清型を、MLST 型別は線毛関連遺伝子プロファイリング(*shp2*、*sep1*、*sgp 1*)による推定を、病原性関連遺伝子の検出は *epf*、*sly*、*mrp*、*arcA* 及び *ofs* を、それぞれ PCR 法で行った。

【結果及び考察】

血清型は、疣由来 86 株では 73 株(84.9%)が 1/2&2 型、その他が 2 株(2.3%)、UT(型別不能)が 11 株(12.8%)と、1/2&2 型が多くを占めたが、扁桃由来 79 株では 1/2&2 型は 20 株(25.3%)と少なく、その他 17 血清型が 45 株(57.0%)、UT が 14 株(17.7%)で多様な血清型が分離された。推定 ST 型は、疣由来株では ST1 型が 32 株(37.2%)、ST27 型が 53 株(61.6%)と強毒株集団であるこの両型が 98.8%を占めたのに対し、扁桃由来株では ST1 型が 22 株(27.8%)、ST27 型が 11 株(13.9%)と半数以下であった。病原性関連遺伝子は、疣由来株では推定 ST 1 型 32 株のうち 31 株が *epf/sly/mrp* が +/+で *ofs1* 型であった。「血清型 2 型/+/+/+」は、2005 年の中国四川省での大規模発生時の人患者由来株と同パターンであり、*ofs1* 型は ST1 型に属する *S.suis* をより強毒にしている因子のひとつと考えられている。また推定 ST27 型株は 53 株中 51 株が、-/-/+/*ofs3* 型であり、豚の敗血症の主要な原因菌型であることが示された。一方、扁桃由来株では ST1 型の+/+/+/+/*ofs1* は 16 株(20.3%)、ST27 型で-/-/+/*ofs3* は 9 株(11.4%)であった。以上、豚の疣由来 *S.suis* 株は推定 ST1 及び 27 型の強毒株集団に属する株が殆どであること、非疣豚においても当該型株を扁桃に保菌している豚が存在すること等が明らかになった。

2 研究・発表一覧（平成 19 年度～28 年度）

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
19	豚の腹腔内の腫瘍 当所における「HPLC による動物用医薬品等の一斉分析法Ⅱ」と試験成績 本市と畜場の牛枝肉等の微生物汚染実態調査と衛生確保について	全食検協 第 55 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 19 年度食品衛生業務報告会	尾関 由里子 市川 隆 安藤 美保
20	牛の肺の結節 PCR による食肉加工品等の肉種鑑別 食肉衛生検査所における残留動物用医薬品等の検査状況	全食検協 第 57 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 20 年度食品衛生業務報告会	田中 美香 市川 隆 東 弓夫
21	牛の胸腔内腫瘍 豚の多発性腫瘍 ナイフに塗布した大腸菌の温湯中での消長	全食検協 第 59 回病理部会研修会 全食検協 第 60 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	松尾 康博 鈴木 佐緒里 小島 恵子
22	牛の口腔内腫瘍 「食品に対する消費者の意識とは？」食肉衛生検査所見学者のアンケートについて	全食検協 第 62 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	中村 小百合 松葉 玲
23	食肉の拭き取り検体における腸管出血性大腸菌 O157 等の検査法の検討	平成 23 年度食品衛生業務報告会	安藤 美保
24	豚の骨の腫瘍 豚の肝臓腫瘍	全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 65 回病理部会研修会	鈴木 佐緒里 對馬 真由歌

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
25	豚の肝臓腫瘍 牛の上顎部腫瘍 と畜場におけるシャワー式消毒槽の検討	全食検協 第 66 回病理部会研修会 全食検協 第 67 回病理部会研修会 平成 25 年度食品衛生業務 報告会	對馬 真由歌 橋本 幸江 松葉 玲
26	豚の右肩部および頸部腫瘍 豚の腎臓腫瘍 豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	全食検協 第 68 回病理部会研修会 全食検協 第 69 回病理部会研修会 平成 26 年度食品衛生業務 報告会	橋本 幸江 佐橋 祐磨 岩 賢
27	豚の全身性腫瘍 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 70 回病理部会研修会 愛知県獣医師会学術発表 会	日比野 拓己 市川 隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について 管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取組み 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 34 回理化学部会研修会 全食検協 東海・北陸ブロック研修会 獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	井上 裕介 丹羽 毅 市川 隆